

所得税等、消費税及び贈与税の申告について

申告の参考となる情報をご案内しておりますので、以下の情報をご参照の上、期限内に申告・納付してください。

なお、確定申告等がお済みの方にも送信させていただいております。

所得税等、消費税及び贈与税の申告書等を作成される方は、「[確定申告書等作成コーナー](#)」をご利用ください。

【平成29年分の確定申告等の申告期間等】

	申告期間	納期限	
		振替日（振替納税利用の場合）	
所得税及び復興特別所得税	平成30年2月16日（金） ～平成30年3月15日（木）	平成30年3月15日（木）	平成30年4月20日（金）
消費税及び地方消費税	平成30年1月 ～平成30年4月2日（月）	平成30年4月2日（月）	平成30年4月25日（水）
贈与税	平成30年2月1日（木） ～平成30年3月15日（木）	平成30年3月15日（木）	

（注）1 原則として、税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。

2 所得税等の還付申告は、平成30年2月15日（木）以前でも送信することができます。

3 消費税について、課税期間の特例を選択されている場合は、12月31日の属する課税期間の確定申告期間を表示しています。

なお、課税期間の特例を選択されている場合の当該課税期間以外の納期限及び振替日については、[こちら](#)をご覧ください。

◆ ご注意ください

＜社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関するお知らせ＞

今回ご案内している平成29年分の申告書（所得税・消費税・贈与税）や一部の申請・届出書（更正の請求書など）には、マイナンバーの入力が必要となります。

マイナンバーの入力は申告されるご本人のほか、控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び事業専従者も必要となります。

また、マイナンバーの入力は、申告書等を提出する都度必要となります。

なお、ご自宅等からe-Taxにより申告手続等を行う場合には、電子証明書の確認等により本人確認を行いますので、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を別途送付する必要はありません。

国税に関する社会保障・税番号（マイナンバー）制度の詳しい情報は、国税庁ホームページのトップページにある「[社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞](#)」をクリックして、ご覧ください。

※ マイナンバーが記載された申告書等を書面で提出する場合には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

＜マイナンバーカードの電子証明書の利用に当たって＞

○ マイナンバーカードの取得を予定されている方は、申告等の期限に間に合うよう早めにマイナンバーカードの交付申請を行い、取得していただきますようお願いいたします。

○ マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタの準備が必要です。

マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタについては、地方公共団体情報システム機構が運営する公的個人認証ポータルサイト「[マイナンバーカードに対応したICカードRW一覧](#)」をご覧ください。

○ マイナンバーカードの電子証明書をe-Taxに登録する必要があります。

電子証明書の登録・再登録の方法については、「[『利用者識別番号等の入力画面』から電子証明書の登録・再登録方法](#)」をご覧ください。